

令和4年3月31日制定

(審査体制)

1. 論文審査委員は、3人とする。
2. 主指導教員は主論文審査委員になることができない。
3. 論文審査委員には、学位論文の内容に応じて関連分野の講師以上の教員を加えることができる。

(審査方法)

1. 学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文の審査申請を行う。
2. 学位論文の審査申請を行った者は、公開の場において学位論文を発表する
3. 学位論文発表後、論文審査委員による学位論文審査及び学位論文に関連する分野について試験を行う。

(評価項目)

1. 所属するプログラムにおいて意義のある研究目的が適切に設定されていること。
2. 研究目的を達成するための適切な研究方法が用いられていること。
3. 研究内容が、医学、薬学、理学、工学に関する新規性、学術的重要性あるいは当該・関連分野への貢献が期待できるものであること。
4. 公開審査における発表内容が、学位申請者の研究推進能力、研究成果の論理的説明能力、当該及び関連分野の幅広い専門的知識、倫理性を示すものであること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて修士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって修士の学位論文として合格とする。